

平成26年度介護保険施設等実地指導における主な指摘・指導事項

1 各サービス共通事項

(1) 運営規程、重要事項説明書、契約書等

- ・運営規程および重要事項説明書の内容と実状が一致していない（営業日、営業時間、職員の勤務体制、実施地域、利用料等）。
- ・運営規程および契約書等に規定するサービス提供記録の保存期間が「完結の日から5年間」に修正されていない。
- ・重要事項説明書に苦情申し立て窓口として実施地域内の市町の担当課の連絡先が記載されていない。
- ・事業所の見やすい場所に運営規程の概要や苦情の窓口について掲示されていない。

(2) サービス計画作成

- ・サービス計画の作成、説明、同意および交付が遅れているケースがあった。
- ・居宅介護支援事業者から最新の居宅サービス計画を受け取っていない。
- ・サービス担当者会議に出席した際に会議で検討した内容等について記録されていない。

(3) 勤務体制の確保等

- ・従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係を明確にした月ごとの勤務表を作成していない。
- ・従業者または従業者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないようにすべての従業者から誓約書をとる等の措置が講じられていない。

(4) 苦情、事故発生時の対応

- ・介護サービス提供中に利用者が負傷し、医療機関を受診した場合の市町等への報告が行われていない。
- ・苦情処理の仕組みとして第三者委員が設置されていない。

(5) 非常災害対策

- ・消火器の前や避難経路に物が置かれており、消火器の使用や避難に支障がある。
- ・年に2回以上、避難訓練を実施していない。また、夜間想定訓練を年に1回以上実施していない。
- ・土砂災害警戒区域内施設において、土砂災害に対する具体的な計画が作成されていない。また土砂災害に備えた避難・救出訓練を定期的実施していない。

(6) 権利擁護・虐待防止のための体制整備

- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備や研修の実施等が行われていない。

(7) 給付費請求関係

- ・給付費請求の根拠となるサービスの実施記録（内容、提供時間等）が不十分である。
- ・加算の趣旨に沿った計画の作成やサービスの提供について確認できる書類、記録等が不十分である。

給付費請求の根拠となる実施記録がなかったり、加算の趣旨を理解せずサービスを提供し、要件を満たさずに加算を算定している場合は過誤請求として返還となる可能性がある！

(8) その他

- ・事業ごとに会計が区分されていない。
- ・専門的な知識、技術を有しない職員による医行為等が行われている。
- ・利用者の貴重品管理が適切に行われていない。
- ・自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

2 訪問介護

- ・訪問介護計画について、担当する訪問介護員等の氏名、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等が明らかにされていない。
- ・提供したサービスについての評価が行われていない。

事業者は提供したサービスについて、目標達成の度合いや利用者およびその家族の満足度等について評価を行うとともに、訪問介護計画の修正を行うなど、提供するサービスについて改善を図ること！

- ・中山間地域等に居住している利用者に対して通常の事業の実施地域を越えて訪問介護を行う場合の交通費について、運営規程および重要事項説明書に、交通費実費の支払いを受ける旨の規定がある。

3 訪問看護

[サービス提供体制強化加算]

- ・従業者ごとに個別具体的な研修計画が作成されていない。

研修計画を作成する際は、各従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画とすること！

[早朝・夜間、深夜加算]

- ・特別管理加算を算定する状態の者に対する緊急時訪問の早朝・夜間、深夜加算について、1月以内の2回目以降しか算定できないが、1回目の緊急時訪問で算定している。

4 通所介護

- ・必要な職種が必要な時間配置されていない日がある（生活相談員、看護職員、介護職員）。
- ・事業所外で提供するサービスについて、その内容が通所介護計画に位置付けられていない。

事業所外でサービスを提供する場合は、あらかじめ通所介護計画にその内容を位置付け効果的な機能訓練等のサービスを提供すること！

- ・利用定員を超えてサービスの提供を行っている日がある。

定員超過利用の減算となるのは月平均の利用者数が定員を超えた場合であるが、1日ごとの利用者数が定員を超えた場合も基準違反となるため注意すること！

- ・入浴の有無等の記録の記入ミスにより、記録と請求の回数が合わないケースがある。
- ・サービス提供の開始時刻および終了時刻の記録がない。
- ・利用者の主治医の連絡先を把握していない。
- ・通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況等についての評価が行われていない。
- ・非常災害に関する具体的計画が立てられておらず、定期的な避難訓練が実施されていない。

[個別機能訓練加算]

- ・多職種が共同して個別機能訓練計画が作成されていることが確認できない。また、計画に実施時間の記載がない。
- ・実施記録に実施時間、担当者等の記載がない。
- ・3か月ごとに1回以上、利用者または家族に対して、計画の内容や評価の説明が行われていない。
- ・個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標となっておらず、身体機能そのものの回復が主たる目的となっている。

[生活機能向上グループ活動加算]

- ・日常生活に直結した活動項目が複数設定されていない。グループでの活動になっていない。

要支援者によるグループ活動が加算の要件となっているため、利用者が1人で生活機能向上活動を実施したり、要介護者と混同した状態でグループ活動を実施した場合は加算を算定できないため注意すること！

- ・概ね3か月程度で達成可能な到達目標および段階的に目標を達成するための概ね1か月程度で達成可能な短期目標が設定されておらず、それぞれの目標期間に応じたモニタリングも行われていない。

[運動器機能向上加算]

- ・多職種が共同して運動器機能向上計画が作成されていることが確認できない。また、計画に実施時間、実施頻度等の記載がない。
- ・利用者ごとのニーズを実現するための概ね3か月程度で達成可能な長期目標および長期目標を達成するための概ね1か月程度で達成可能な短期目標が設定されておらず、それぞれの目標期間に応じたモニタリングも行われていない。

5 通所リハビリテーション

[リハビリテーションマネジメント加算]

- ・サービス開始後2週間以内に計画原案に基づいて実施したリハビリに対して評価を行い、関連スタッフによるカンファレンスを開催するという実施計画作成における一連の業務が実施されていない。

サービス開始後、2週間という短期間の中で評価の実施、カンファレンスの開催といった、実施計画作成における一連の業務を実施すること！

6 短期入所生活介護・短期入所療養介護

[送迎加算]

- ・送迎を行った際の記録がない。

加算請求の根拠となるため、施設送迎か家族等による送迎か明確に記録しておくこと！

[療養食加算]

- ・配置医師の食事せんに基づいて療養食が提供されていない。
- ・サービスの利用毎に食事せんが発行されていない。

7 福祉用具貸与・販売

- ・福祉用具の保管・消毒を他の事業者へ委託している場合に、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、結果の記録を作成する。

委託業者が遠方という理由で業務の実施状況の確認を怠っていたケースあり！

- ・福祉用具の保管・消毒の委託契約書に業務が適切な方法により行われるよう指示・指導・監督できる旨の事項が記載されていない。

8 居宅介護支援

- ・居宅サービス計画書の期間の設定が不適切である。

- 長期目標と短期目標の期間が同じ期間となっている！
- サービスの期間が短期目標ではなく長期目標の期間と同じ期間となっている！
- 介護認定の有効期間を超えた目標期間となっている！

- ・居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合に、主治医の意見等を求めている。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与または販売を位置付ける場合に、サービス担当者会議の開催によるその必要性の検討が行われていない。また、計画に福祉用具貸与等が必要な理由が記載されていない。
- ・利用者35人に対して1以上の介護支援専門員が配置されていない。
- ・重要事項説明書に利用料について記載されていない。

- ・モニタリングの内容が不十分である。

モニタリングに当たっては、目標の達成度、サービスの実施状況、利用者および家族の意向等について評価すること！

- ・特定事業所集中減算の算定書が作成されていない。また、紹介率最高法人の名称等必要事項が記載されていない。
- ・各種加算について、確認結果や情報提供の内容等が居宅介護支援経過に記録されていない。

[特定事業所加算]

- ・従業者ごとに個別具体的な目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画が作成されていない。

[退院・退所加算]

- ・利用者の退院または退所に当たって、当該病院等から利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行うという一連の業務が実施されていないにも関わらず加算を算定している。

退院・退所後に居宅サービス計画を新たに作成せず、入院前の居宅サービス計画によりサービスを提供した場合、退院・退所加算は算定できない！

9 特定施設入居者生活介護

[夜間看護体制加算]

- ・重度化した場合における対応に係る指針が定められていない。
- ・重度化した場合における対応に係る指針の内容を説明し、同意を得ていない。

入居の際に、利用者又はその家族等に対して、施設における医療機関との連携体制等を定め、当該指針の内容を説明し、同意を得ること！

10 介護保険施設サービス共通

(1) 施設サービス計画作成

- ・施設サービス計画書の期間の設定が不適切である

- 長期目標と短期目標の期間が同じ期間となっている！
- サービスの期間が短期目標ではなく長期目標の期間と同じ期間となっている！
- 介護認定の有効期間を超えた目標期間となっている！

- ・アセスメントの際に入所者が有する行動障害の発生時間・環境・頻度・予想される危険等について情報収集されていない。
- ・モニタリングの内容が不十分である。

モニタリングに当たっては、目標の達成度、サービスの実施状況、利用者および家族の意向等について評価すること！

- ・サービス担当者会議に家族が全く参加していない。

(2) 感染症対策・事故発生防止

- ・ 感染対策委員会が3か月に1回以上開催されていない。
- ・ 「感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針」および「事故発生の防止のための指針」に盛り込むべき項目が盛り込まれていない。
- ・ 「感染対策委員会」および「事故防止検討委員会」の構成メンバーの責務および役割分担が明確になっていない。
- ・ 事故の防止策を講じた後に、その効果について評価されていない。

(3) 身体拘束関係

- ・ 施設において、身体拘束禁止の対象となる行為（ベッドを柵で囲む行為、車いすにY字拘束帯で縛る行為等）を身体拘束の認識なく行っているケースがあった。
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合に拘束の時間帯や解除の予定時期が設定されていない。
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合に、身体拘束廃止委員会において切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たしているか検討されていない。
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合に、身体拘束の態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由が記録されていない。
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行っている施設において、身体拘束廃止に向けての検討がされていない。

身体拘束は原則禁止である。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束委員会において、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たしているか検討し、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を設定すること。また、利用者本人や家族に対して身体拘束の内容について説明し、理解を得ること。身体拘束の態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由の記録が義務付けられており、記録がない場合は減算の対象となる。施設において常に観察、再検討し、身体拘束廃止に向けて取り組むこと。

(4) 給付費請求関係

[夜勤職員配置加算]

- ・ 夜勤職員数が、最低基準を1以上上回っていないにもかかわらず加算を算定している。

[栄養マネジメント加算]

- ・ 栄養ケア計画について、入所者又はその家族に対してその内容を説明し、同意を得る前に加算を算定している。
- ・ 概ね3か月を目途とした栄養ケア計画の見直しが行われていない。

入所時に加算算定の同意をもらうことにより、入所日から加算を算定しているケースがあるが、本加算は栄養ケア計画を作成し、同意を得られた日から算定するものである！

(5) その他

- ・ 外部に委託している理美容等の業務について、委託契約を締結していない。